## 令和 年度 団体登録申請書

与那原町教育委員会 殿									
下記のとおり登録申請します。									
名 称 (日4.6)				<b>懂</b> 目					
(団体名)					(社	(活動内容)			
代表責任者	氏名				連	氏名			
	住所				絡	住所			
	(自宅)				責	(自宅)			
	電話番号				任	電話番号			
	mail				者	mail			
No.	氏	名	自 宅	の住房	近	電話番(自宅また)		年齢	勤務先・学校名 ※町内在勤・在学の場合
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

※申請内容に虚偽があった場合、登録条件・町内団体の条件に反するものについては、故意・ 過失にかかわらず登録取消、または使用停止とすることがあります。よくご確認の上、提 出してください。尚、記入漏れがある場合は受付できません。

# 令和 年度 団体登録申請書

No.	氏 名	住 所	電話番号 (自宅または携帯)	年齢	勤務先又は職業
1 3					
1 4					
1 5					
1 6					
1 7					
1 8					
1 9					
2 0					
2 1					
2 2					
2 3					
2 4					
2 5					
2 6					
2 7					
2 8					
2 9					
3 0					

今回、登録していただいた申請書に基づき町内、町外団体の区別をします。

町内団体として認めるのは登録人数 10 名以上で、その過半数以上が町内在住、在学及び在 勤者であることが条件となります。それ以外は町外団体の扱いといたしますのでご了承下さ い。また各施設とも、町主催行事や学校行事が優先となります。

### ●施設予約方法(社会体育施設)

- ①東浜野球場、青少年広場、東浜テニスコートについては町内団体受付が毎月1日、町外団体が10日からの受付になります(1日又は、10日が土日祝祭日にあたる場合は、それ以降の平日になります)電話は仮予約となりますので、使用予定日の1週間前までに申請書を提出して下さい。
- ②東浜野球場について、日曜日の使用は基本的に毎月1団体1回の予約を受け付けます。(祝日については調整する場合があります)また、1回の使用時間は2時間になります(使用時間は9時~17時:7月から9月は19時まで)
- ③東浜テニスコートは3面ありますが、個人使用申請も認めていますので、全面貸切りは基本的にできません。(但し大会等で使用する場合は大会要項等を添えて申請時にその旨、申し出て下さい。調整します)
- ●施設予約から使用までの流れ(社会体育施設)

基本的な流れとしては、

- ①電話もしくはコミュニティーセンターへ来庁し、利用希望日の空き状況を確認して予約。
- ②利用希望日の1週間前(土、日使用の場合は前週の金曜日)までに申請書を提出。
- ③利用希望日当日にコミュニティーセンターで利用時間分の券を購入。
  - (例)東浜野球場2時間利用(町内)の場合 東浜野球場1時間(町内)1,000円の券を2枚購入。
- ④生涯学習振興課内の受付にて、購入した券と引き換えに鍵を受け取る。

### ⑤終わったら、受付に鍵を22:30までに返却。

・券と引き換えに鍵を受け取るのが原則となります。ですので、利用団体同士での鍵の受け 渡しは行なわないでください。

### ※申請書提出後、1週間前までに連絡が無い場合は使用の有無に関わらず、使用料金の支払 いがあります。

※予約のみの場合、申請書の提出が利用予定日の一週間前までにない場合は、予約をキャンセルとさせて頂きます。

※雨天でのキャンセルの場合、必ずコミュニティーセンターまでご連絡下さい。

### ●施設予約方法(学校体育施設)

- ①各学校とも定例団体が割当られていますので、使用希望日の調整が必要になります。
- ②基本的に学校行事、部活等が優先となります。主に使用できるのは夜間のみ(午後8時~10時)となります。土、日、祝祭日については調整が必要です。
- ③使用希望日の前月15日(15日が土日・祝祭日にあたる場合は、それ以前の平日)までに申請書を提出して下さい。

### ●使用までの流れ(学校体育施設)

基本的な流れとしては、

- ①利用希望月の前月15日(15日が土日・祝祭日にあたる場合は、それ以前の平日)までに申請書を提出する。
- ②利用可能な日を学校と調整し、21日以降(21日が土日・祝祭日にあたる場合は、それ以降の平日)に利用許可証を発行しますので、窓口で受け取る。
- ③利用許可証に使用日時と金額を提示しておりますので、利用予定月の前月中に1カ月分の 使用料金をまとめて券売機で購入し、窓口で受付を行う。
- ※使用料は前納とし、支払いが無い場合は利用できません。
- ※自己都合によるキャンセルは返金できません。
- <u>※町及び学校等の都合による急な使用停止に関しては、こちらから事前に連絡いたします。</u> その際、すでに使用料を支払われている場合は、翌月の使用にて相殺を行います。
- ※雨天等で利用できなかった分についても、翌月の使用にて相殺を行います。
- ④当日は鍵の受け取りのみとなり、終了後に受付に鍵を返却。

### 各施設の使用料金一覧表

	1時間あたり		照明を使用する場合			
施設名	使 用	料	1時間あたり使用料		※追加使用料	
	町内	町外	町内	町外		
青少年広場	200	500	850	1,500		
東浜野球場	1,000	2,000				
東浜テニスコート	300	600			時間を延長した場合は1時間 未満であっても、1 時間とみ	
各学校体育館	200	500	400	1,000	なし超過料金を追加する。	
与小グラウンド	200	500				
与東小グラウンド	200	500	600	1,100		
与中グラウンド	200	500	600	1,100		

#### ●お願い

- ※各施設とも使用後は清掃して下さい。
- ※野球場、グラウンドは現状回復に努めて下さい。(トンボ等をかけ整備してください。)
- ※ごみ、空き缶類は持ち帰ること。各施設の清掃を心がけて下さい。
- ※ライン等を引いた場合は消して下さい。
- ※ゴールポスト等を移動した場合はもとの位置に戻してください。
- ※東浜体育施設内及び各学校敷地内での喫煙は禁止となっております。